

地域における取組みについて

令和6年7月22日

北海道

檜山沖自治体

第1回協議会以降の地域における取組みについて（北海道庁）

1 第1回協議会以降の地域における取組み

- (1) 道、関係自治体、ひやま漁協で今後の取組方針や議論の進め方等を協議
- (2) 道主催の漁業関係者及び地域住民向け勉強会の開催
せたな町、江差町、奥尻町（1月）
- (3) 檜山振興局主催の構成員及び管内経済団体等向け勉強会の開催（7月）

※第1回協議会以降の取組みについては、資源エネルギー庁・国交省港湾局と随時共有。
資源エネルギー庁・国交省港湾局においても、関係自治体やひやま漁協等と意見交換を継続実施。

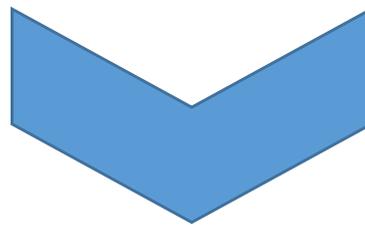
2 今後の進め方

(1) 漁業影響調査の考え方、漁業振興策の検討

⇒ 法定協議会とは別に、ひやま漁協を中心とした協議会の関係者からご意見をいただきながら、事務局で案を作成。

(2) 地域が目指すべき将来像、地域振興策の検討

⇒ 法定協議会とは別に、自治体中心の任意の会議体を設置して議論を進め、事務局で案を作成。



次回以降の協議会で案を提示

第1回協議会以降の地域における取組みについて（檜山沖自治体）

3 第1回協議会以降の檜山沖自治体における取組み

(1) 令和6年2月3日 函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会の設立(全18市町参画)

⇒洋上風力発電をはじめとしたGX関連産業の発展や脱炭素と共に進める地域づくりに繋げることを目的

(2) 「江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例」の制定（6月20日）

⇒環境省補助金を活用して、ゾーニングを取りまとめ。取りまとめた成果を法定協議会などで活用。

江差町再生可能エネルギーゾーニングの概要

令和6年6月



ZERO CARBON
HOKKAIDO
Hiyama ESASHI

1. 江差町におけるゾーニングの検討方法

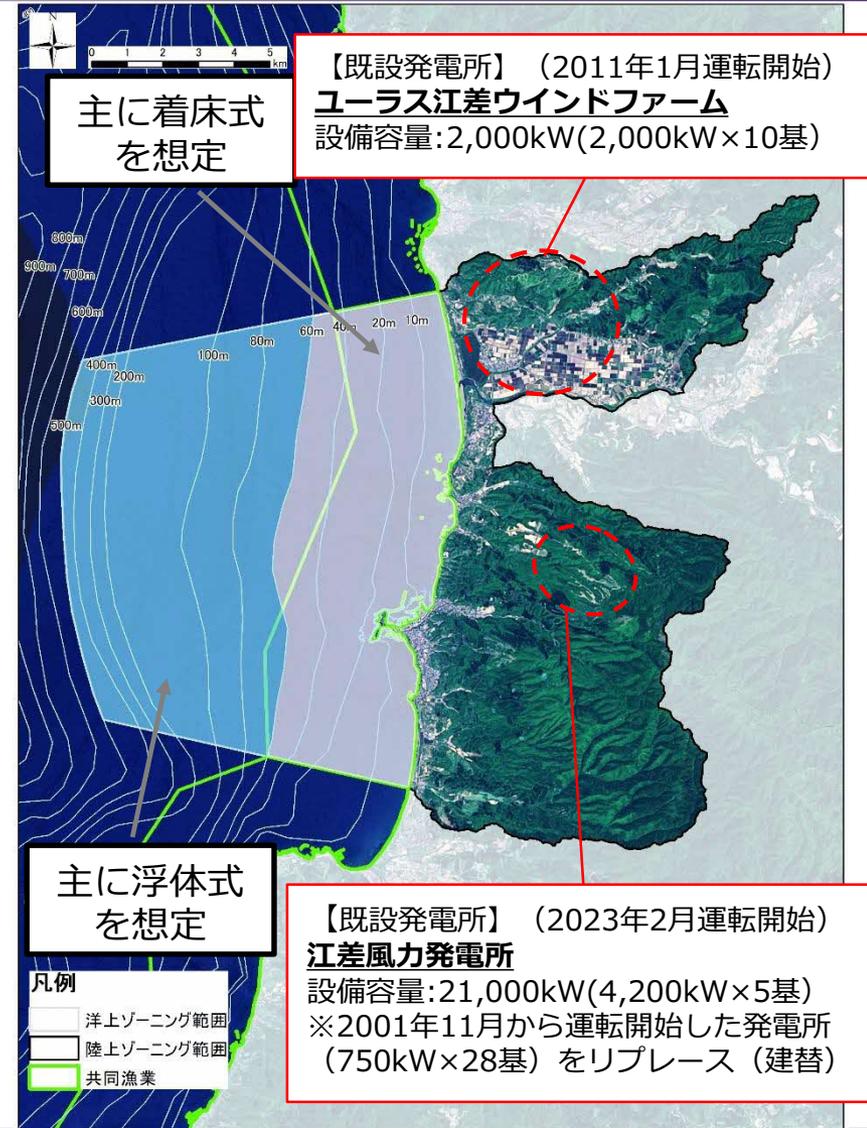
(1) ゾーニングの対象範囲

【洋上】

- 洋上風力発電（着床式（～約60m）
+ 浮体式（約60m～500m）を対象とし、ゾーニング範囲は、共同漁業権の延長線から水深500mまでとする。

【陸上】

- 陸上風力発電（小型を含む）と太陽光発電を対象とし、行政界の範囲を対象とする。



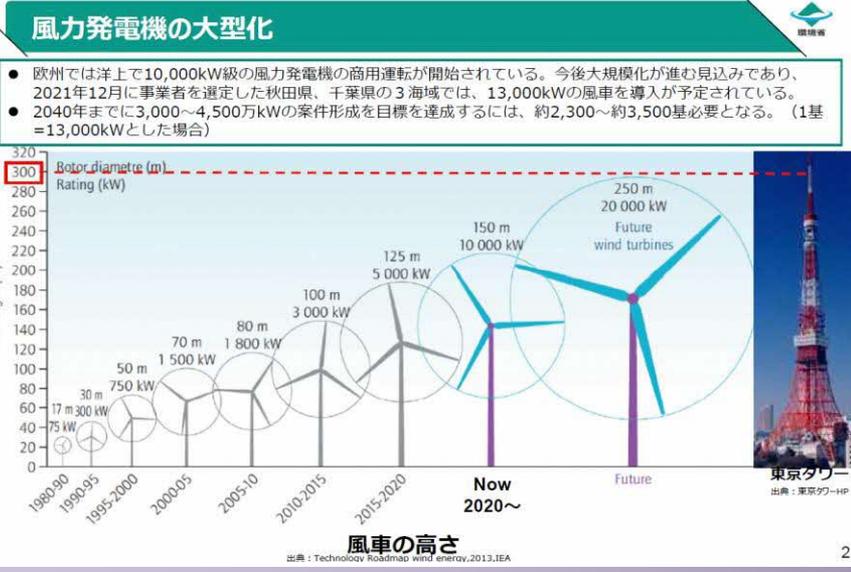
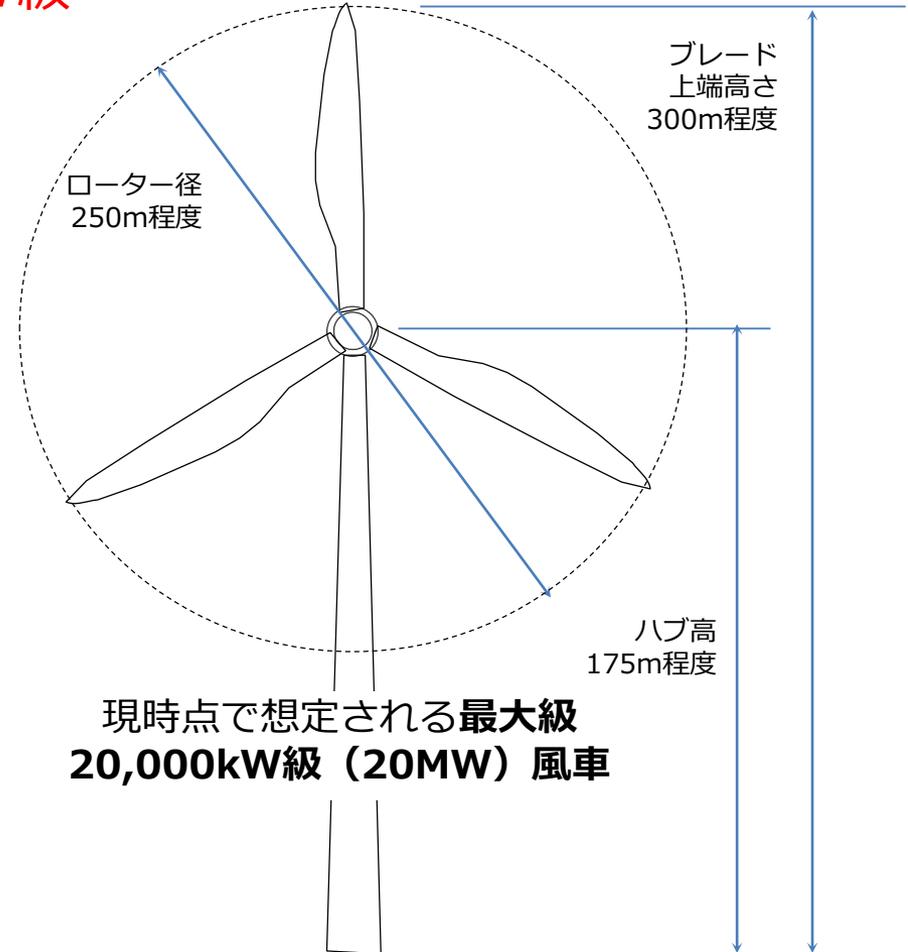
1. 江差町におけるゾーニングの検討方法

(2) 対象とする風力発電機の規模 (洋上)

- 現時点で想定される最大規模の20MW級を想定

※必ずしもこの大きさの風車となるわけではありません。

※既に18MW級まで風車メーカーから公表されており、今後も風車の大型化が進むと想定される。国内の環境影響評価においても採用されている。



2. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

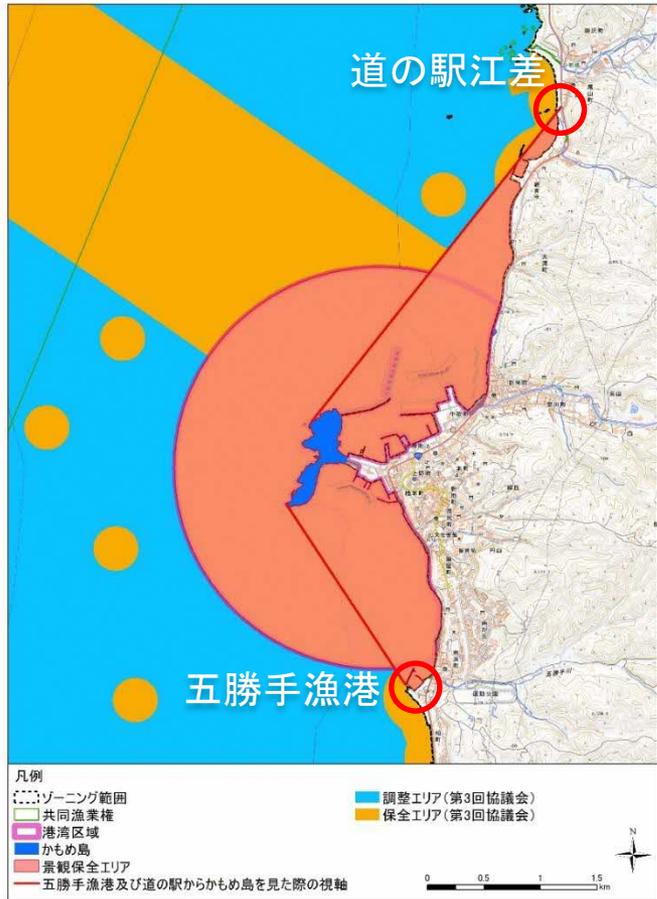
(1) 洋上風力発電ゾーニングでの各エリアの条件設定

洋上風力発電における「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」は、下表に示す項目を対象とした。

項目			不適エリア	保全エリア	調整エリア	促進エリア
1	事業性	風況	<6.5m/s	—	—	>6.5m/s
2	条件 自然	藻場分布	—	—	該当範囲	—
3		生物多様性の観点から重要度の高い海域	—	—	該当範囲	—
4		マリンIBA（海鳥の重要生息地）	—	—	該当範囲	—
5		住居、環境配慮施設等からの距離	—	<300m	<1,000m	>1,000m
6	条件 社会	定期航路	—	<1,000m	—	—
7		港湾区域及び漁港区域	—	—	該当範囲	—
8		洋上風力発電施設による影響を受けやすい漁法	—	—	移動漁法	—
9		河口規制区域（さけ・ます）	—	該当範囲	—	—
10		都道府県立自然公園	—	第2種特別地域	普通地域	—
11		海岸保全区域	—	—	該当範囲	—
12		漁業権（定置漁業権・区画漁業権）	—	該当範囲	<500m	—
13		魚礁	—	<200m	<700m	—
14		沈船	—	<200m	<700m	—
15		景観	—	協議区域内		—
16	—	底質（岩盤）	—	—	該当範囲	—

2. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

洋上風力発電施設に対する景観検討



景観検討における基本方針を踏まえ、下記に示す景観の観点からの保全エリアを設定した。

基本方針：
江差町が有する景観に配慮しつつ、洋上風力発電事業の導入促進を行う。

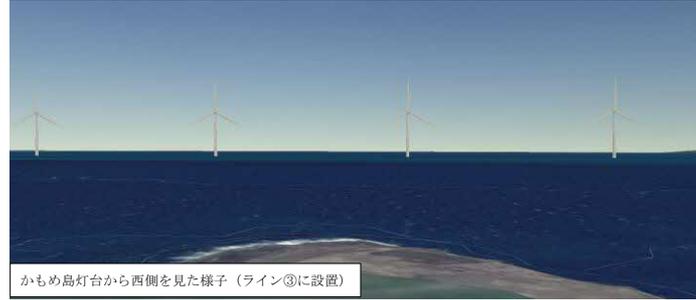
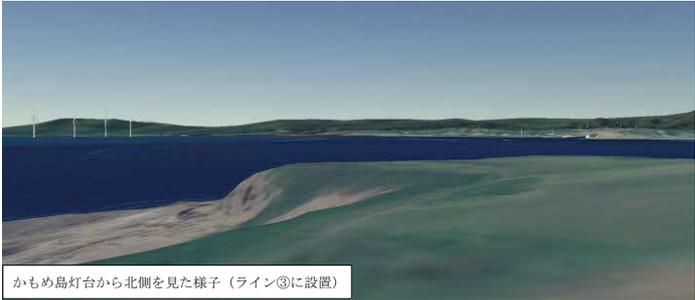
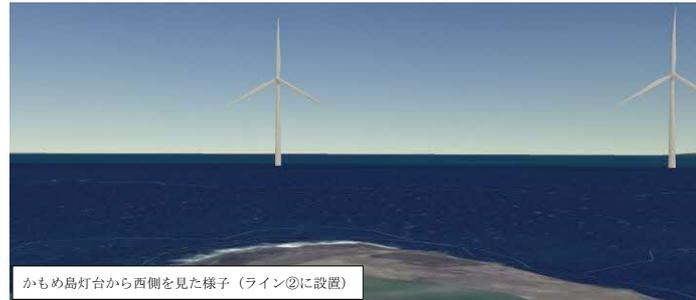
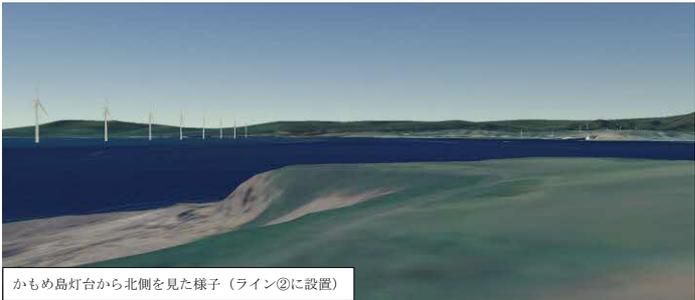
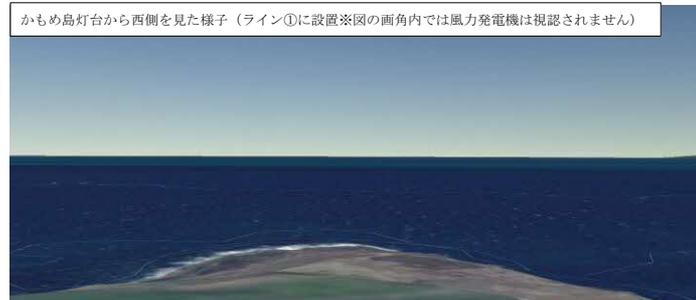
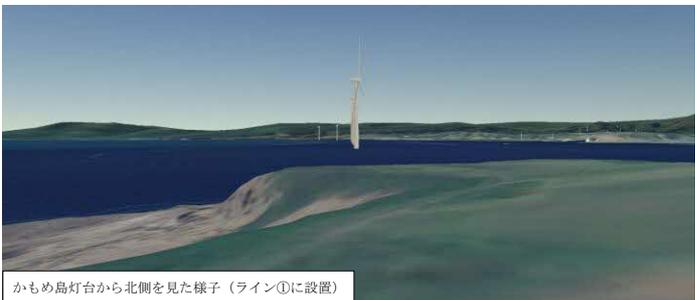
- 【景観における保全エリアの考え方】**
- ①道の駅江差から五勝手漁港に至る国道からの景観の保全
 - ・道の駅江差及び五勝手漁港からかもめ島までの視軸を作成
 - ・かもめ島内側の範囲を保全エリアとすることにより、道の駅江差から五勝手漁港の範囲において、かもめ島手前に風力発電機が介在することを防ぐ
 - ②かもめ島周辺の景観の保全として、港湾区域の範囲を保全エリアに設定する

2. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

洋上風力発電施設に対する景観検討

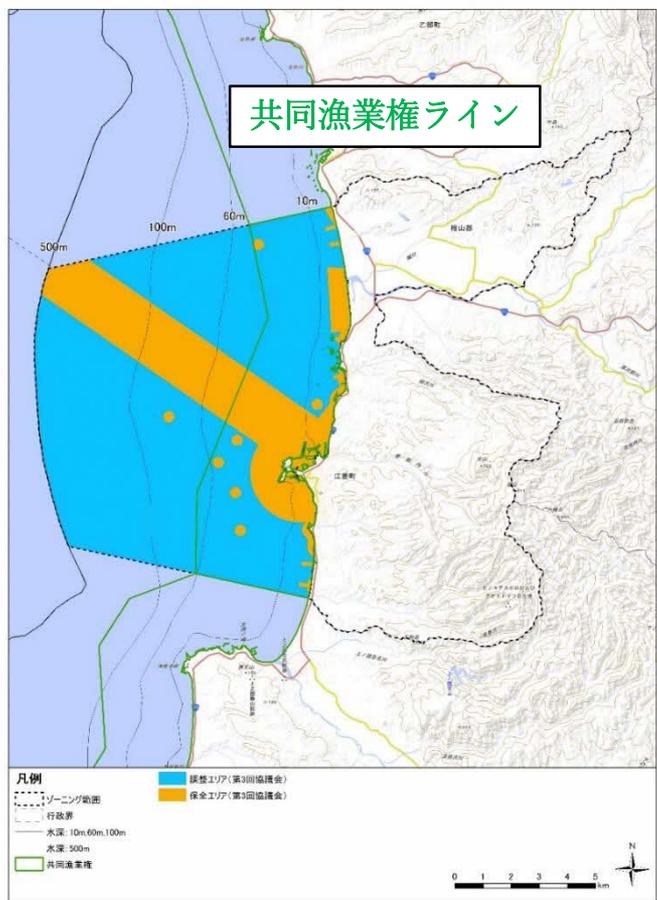
3D表現モデルを用いて風力発電機の見え方を確認した。

※本図に示す風力発電機位置はあくまでも風力発電機の見え方を確認するための位置であり、実際に風力発電機が建設される位置ではありません。



2. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(2) 洋上風力発電ゾーニングマップ



- ゾーニングマップ及び各エリアの面積、導入想定量を示す。
- 図面の拡大図は参考資料2または参考資料3を参照
 - ゾーニング範囲のうち1/4は保全エリア、残り3/4は調整エリアが占める結果となった。

エリア区分	面積 (割合) ※1	導入想定量 4 MW級	導入想定量 20MW級
保全	3, 057.5ha (25.0%) 共同漁業権内：1,490.7ha 共同漁業権外：1,565.7ha	—	—
調整	9, 191.7ha(75.0%) 共同漁業権内：3,255.2ha 共同漁業権外：5,936.5ha	900.8MW 共同漁業権内：319.0MW 共同漁業権外：581.8MW	983.5MW 共同漁業権内：348.3MW 共同漁業権外：635.2MW
促進	0.0ha (0.0%)	0.0MW	0.0MW

※1) 洋上風力発電ゾーニングエリアの面積 (12,248.0ha) に占める割合を算出
各面積は小数点第2位で四捨五入しており、ゾーニングエリアの面積と合わない場合がある。

導入想定量は、1km²あたりの設備容量である9.8MW (最小4 MW級) 及び10.7MW (最大20MW級) から算出した。
1km²あたりの設備容量は、ウエイク領域によるロータ直径 (D) : 3D×10Dの考え方に基づいて算出した設置面積 (km²) から、最小条件 (4MW) 及び最大条件 (20MW) の各値を算出した。なお配列数による変化は考慮していない。
参考：「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」(環境省,令和2年3月、令和5年6月修正)

2. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 洋上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

■ 環境配慮事項 (抜粋)

No	項目	配慮事項
1	騒音・超低周波音	<p>本ゾーニングでは、町内の既存風力発電施設と住宅との位置関係を踏まえ、離隔距離300m以内を保全エリア、300m～1,000mを調整エリアとして設定している。ただし、現地の地形や風向き等により、音の伝達も異なることから、保全エリアではない場所で事業を行えば問題ないとするものではない。</p> <p>事業計画を具体化する段階では、環境影響評価手続きの中で、周辺の住宅や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の分布を調査し、採用する風力発電施設の規模および配置による騒音や超低周波音の影響を予測・評価したうえで、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行うなど、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、住民等との合意形成に努める必要がある。</p>
2	風車の影	<p>本ゾーニングでは、具体的な事業が行われる際の風力発電施設の規模や配置まで設定できないため、風車の影の影響については考慮していない。</p> <p>事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住宅や環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査し、採用する風力発電施設の規模および配置による風車の影の影響を予測・評価したうえで、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行う等、地域住民との十分なコミュニケーションを経たうえで、住民等との合意形成に努める必要がある。</p>
3	動植物の重要種、注目すべき生息地	<p>本ゾーニングでは、既存文献による情報収集を行い、藻場分布図、生物多様性の観点から重要度の高い海域、マリンIBAのデータを整理したほか、函館水産試験場及び日本野鳥の会 道南江差支部へのヒアリングを実施し、動植物の生息状況の整理を行った。そのなかで魚類等ではスケトウダラの産卵場が隣接する乙部町沖において形成されている点のほか、厚沢部川河口域ではサケ・マスの遡上、岩礁域ではニシン、ミズダコ、ホッケ等、砂場ではヒラメ・カレイ等の生育・産卵場となっている可能性に留意が必要である。また、鳥類ではハシボソミズナキドリ等の渡り鳥の経路となっている点やかもめ島や伏木戸町～道の駅「江差」間の国道沿いの海食崖や立岩等の岩礁部等にコロニーが形成されている可能性に留意が必要である。しかしながら、江差町内における具体的な重要種の生息地や繁殖、産卵地等の具体的な位置情報までは得られていないため、ゾーニングマップへの反映はできていない。</p> <p>事業計画を具体化する段階では、魚類、鳥類（海鳥・渡り鳥・希少猛禽類を含む）等に関する生息分布情報について、関係機関、専門家へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、可能な限り影響を回避・低減に努める必要がある。</p>

2. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 洋上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

■ 環境配慮事項 (抜粋)

No	項目	配慮事項
4	岩盤	<p>岩盤エリアは、自然条件の観点として、特に浅海域において藻場が形成されるなど、生物多様性の観点から重要性が高く、留意が必要である。また、社会条件（漁業）からの観点においても、いわゆる「根」や「瀬」と呼ばれる好漁場としての利用率が高く、重要性の高いエリアとして扱われる場合が多いことに留意が必要である。</p> <p>そのため事業計画を具体化する段階では、海底地形の現地計測によって詳細な地形情報を取得するほか、藻場分布の状況や生息する生物の状況を把握することが望ましい。得られた結果をもとに、自然条件では、事業による影響の程度を予測・評価し、可能な限り影響を回避・低減に努める必要がある。また社会条件では、ひやま漁業協同組合、その他の関係機関へのヒアリング等により海域の利用状況を調査し、漁労に影響を及ぼす可能性を考慮した事業計画とするように、ひやま漁業協同組合をはじめに十分なコミュニケーションを図り、可能な限り漁業影響緩和策を検討する必要がある。</p>
5	景観	<p>「江差町再生可能エネルギーゾーニング検討協議会」（以下、協議会とする）における協議やアンケートにおいて、町内の主要な眺望点からの景観に加えて、特に重要と考えられる景観として、日本の夕日百選にも選ばれているかもめ島から日本海を望む景観や、道の駅江差から五勝手漁港にわたる国道沿いからのかもめ島を望む景観に関する意見が挙げられた。協議会において挙げられた眺望点の多くは、日本海を望む地点であり、洋上風力発電事業の実施にあたっては風力発電機が一定程度視認される。</p> <p>このため、事業計画を具体化する段階では、環境影響評価手続き等の中で、各眺望点からの視認の可能性や眺望特性（主要な眺望方向、景観要素等）を調査する必要がある。そのうえで、フォトモンタージュや3D表現モデル等を使用した風力発電施設の視認状況の確認のほか、かもめ島周辺の眺望点においては、景観評価方法に関する知見等、最新の知見を踏まえた影響予測・評価を実施し、影響の程度に応じて風力発電機の配置や高さ等を検討する等、可能な限り景観影響の低減を図る必要がある。</p> <p>また、景観への影響を考えるうえでは、風力発電施設を視認する側の事業に対する理解も重要であると考えられる。このことを踏まえ、実施した環境影響評価等の結果については、行政や関係機関、地域住民に対して説明を行う等、十分なコミュニケーションを図る必要がある。その際には、風力発電機の実在による眺望状況の変化に加えて、事業の実施による社会的意義（地域振興や地球温暖化対策としての効果等）についても十分に説明を行い、事業に対する理解醸成を図ることが重要である。さらに、施設稼働後においても、地域住民との継続的なコミュニケーションや地域への貢献活動、再エネ施設を活用した観光や環境教育への参画等に取り組むことを通じて、洋上風力発電事業に対する継続的な理解醸成を図るよう努める必要がある。</p>

2. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項

(3) 洋上風力発電ゾーニングマップに係る環境配慮事項

■ 環境配慮事項（抜粋）

No	項目	配慮事項の内容
10	魚礁・増殖場、沈船	<p>本ゾーニングでは既存文献による情報収集及び檜山振興局へのヒアリング等を行い、魚礁・増殖場、沈船の位置を整理し、離隔距離を設定した。このうち魚礁・増殖場データに関しては下記の事項に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 魚礁・増殖場データは、密漁防止等の観点から秘匿性の高い情報として取り扱う必要があるため、本ゾーニングマップには適用していないため、では海図等により一般に公開されている魚礁の位置情報のみを反映している。このため、同マップ以外にも施設が多く存在している。 設置年数が古い魚礁・増殖場データは、設置当時の測量&施工技術等によって設置位置に誤差が生じている可能性がある。 今後も新規に計画される魚礁・増殖場の設置計画にも十分に留意する必要がある。 沿岸域には、ひやま漁業協同組合や町が整備した石材投入礁等が存在している可能性がある。 魚礁設置範囲の目安を200mとしたが、魚礁の型や配列によって範囲が変動する可能性に留意する必要がある。そのため、事業計画を具体化する段階では、魚礁の管理者である檜山振興局や利用者であるひやま漁業協同組合に対してヒアリングを行うほか、海底地形等の現地計測により、最新の情報を取得し、同関係者と十分な調整を行う必要がある。
11	洋上風車による影響を受けやすい漁法	<p>本ゾーニングでは、既存文献による情報収集及びひやま漁業協同組合 江差支所へのヒアリング等を行い、漁場利用実態状況に関して整理を行った。これにより共同漁業権内外ともに多種多様な漁法によって、漁場が形成されていることが明らかになり、江差町の主要産業のひとつである漁業への影響には配慮が必要となる。このうち当日の海況によって操業エリアが変動する「たこいさり」「いか釣り」「ヒラメ・カスベ延縄」「ひらめ・めばる曳縄釣」をより留意が必要な漁法として調査エリアに整理した。</p> <p>加えて、共同漁業権内では、時期や漁法によって利用頻度が高くなる重要なエリアが存在していることに留意が必要である。また共同漁業権外では、地先のひやま漁業協同組合以外にも関係調整先が増えることに留意が必要である。</p> <p>事業計画を具体化する段階では、ひやま漁業協同組合、その他の関係機関へのヒアリングなどにより海域の利用状況を調査し、漁労に影響を及ぼす可能性を考慮した事業計画とするように、ひやま漁業協同組合と十分なコミュニケーションを図り、可能な限りの漁業影響緩和策を検討する必要がある。</p>

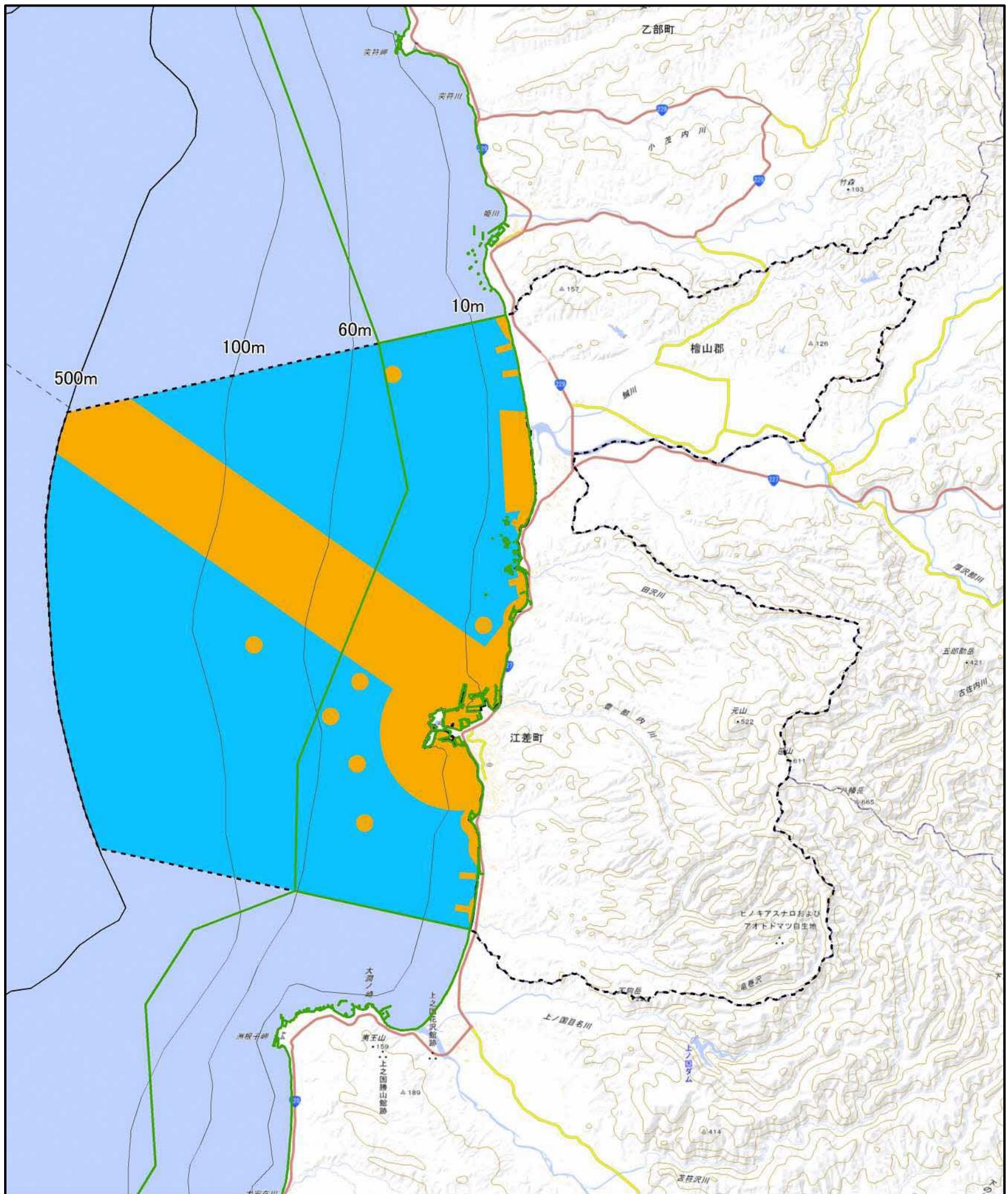
3. 条例の制定

(1) 江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例

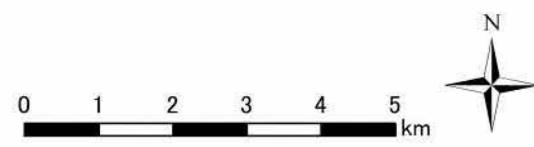
【経過】

- ①取りまとめた報告書については、令和6年6月末まで公表し、ゾーニングマップに民意を反映し、実効性を持たせるため、6月定例議会に条例案を提出。
- ②ゾーニングマップ^{※1}を条例化することで、地域の景観や自然・社会環境などと調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進を図る。

※1 関係者・関係機関で協議しながら令和6年2月に策定された江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書に示された、各ゾーニングエリアを地図に落とし込んだ地図情報をいいます



- 凡例**
- ゾーニング範囲
 - 行政界
 - 水深: 10m, 60m, 100m
 - 水深: 500m
 - 共同漁業権
 - 調整エリア(第3回協議会)
 - 保全エリア(第3回協議会)



江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例

令和6年6月20日

条例第19号

前文

江差町では、地域再エネ導入マスタープランにおいて、省エネルギー対策の推進と森林整備をはじめとした二酸化炭素吸収源の確保、本町の地域資源である再生可能エネルギーの活用を促進しながら、ゼロカーボンシティの実現を目指すこととしています。

本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、江差町（以下「町」という。）における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を活用する発電事業（以下「再エネ事業」という。）の導入に関し、町民の民意のもと、自然・社会環境や景観への負荷を最小限に抑えつつ、再エネ発電事業の区域を適切に設定（以下「ゾーニング」という。）することで、エネルギー供給地としての地位を確立し、無秩序な開発の抑制を図り、以って町内の再エネ産業を育成し、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 再エネは、町が目指すゼロカーボンの実現に必要な不可欠な地域の持続可能なエネルギー資源であり、町、町民及び地域事業者は再エネを適切かつ最大限に利用するよう努めなければならない。

2 再エネ事業は、町、発電事業者、町民及び地域事業者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展に資することを目的として行わなければならない。

3 再エネ事業は、自然・社会環境及び景観に配慮しつつ、防災・減災、産業振興、地域活性化等の視点も取り入れた上で、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。） 再エネを用い、電気に変換する設備並びにその附属設備をいう。

(2) 再エネ事業 再エネ設備を利用し発電を行う事業をいう。

(3) 発電事業者 町内で再エネ事業を実施し、これを用いて電気を需要家に供給しようとする者又は自ら消費しようとする者をいう。

(4) 事業区域 再エネ事業の用に供する土地の区域（再エネ設備及び管理用道路などを含む）をいう。

(5) ゾーニングマップ ゾーニングについて関係者・関係機関で協議しながら令和6年2月に策定された江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書（以下「ゾーニング報告書」という。）に示された、各ゾーニングエリアを地図に落とし込んだ地図情報をいう。

(6) 環境配慮事項 ゾーニング報告書に示された、発電事業者が事業計画を検討する際に必要な留意・配慮すべき事項を整理したものをいう。

- (7) 保全エリア 法令等の指定から立地困難、又は重大な環境影響が懸念されることにより、再エネ設備の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべきエリアをいう。
- (8) 不適エリア 事業性等の観点から、再エネ設備の立地には適さないエリア。ただし、事業者の詳細調査などにより事業性があると判断され、自然・社会環境へ配慮すべき事項について地域関係者や関係機関との調整が調った場合、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。
- (9) 調整エリア 風況、地形等により事業性があり、再エネ設備の設置にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が調った場合、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。
- (10) 促進エリア 風況、地形等により事業性があり、自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再エネ設備の導入を促進しうるエリアをいう。

(適用事業)

第4条 この条例は、次の再エネ事業について適用する。

- (1) 出力規模が10kw以上の野立て型太陽光発電
- (2) 風力発電

(町の責務)

第5条 町は、再エネを活用した持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、地域の合意形成を図りつつ、自然・社会環境や景観に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(発電事業者の責務)

第6条 発電事業者は、再エネ事業の実施にあたっては、関係法令並びにこの条例、規則、ゾーニングマップ及び環境配慮事項等を遵守し、事故や争いの発生防止並びに良好な自然・社会環境及び景観の保全に配慮するとともに、町民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 発電事業者は、再エネ設備の適正な設置及び維持管理に努めなければならない。
- 3 発電事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、再エネ設備を適正に維持管理するほか、除却又は設備更新など再エネ事業を継続するために必要な費用を確保するよう努めなければならない。
- 4 発電事業者は、再エネ事業の実施に伴い、想定されていた以上の環境への影響や事故等が発生した場合、又は町民等との間に争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意をもって解決に努めなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、再エネ事業の実施と町の良好な自然・社会環境及び景観との調和について理解を深め、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(発電事業者による提案)

第8条 発電事業者は、町に対して、再エネ事業の活用による地域の活性化に資する取組みに関して提案することができるものとする。

(保全エリア)

第9条 発電事業者は、ゾーニング報告書において保全エリアに指定されている区域を事業区域に含めてはならない。

(不適エリア)

第10条 発電事業者は、ゾーニング報告書において不適エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、詳細調査などを実施し、事業性があると判断したときは、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

(調整エリア)

第11条 発電事業者は、ゾーニング報告書において調整エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

(促進エリア)

第12条 発電事業者は、ゾーニング報告書において促進エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、環境配慮事項を適切に講じなければならない。

(町民等への説明及び協定の締結)

第13条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、町民等に対して再エネ設備の新設等に関する事業計画についての説明会を開催するなど、当該事業計画の周知に努めなければならない。

2 発電事業者は、前項の措置を講じた結果、町民等から意見の申し出があった場合は、誠実に協議するよう努めなければならない。

3 発電事業者は、新設等を行う再エネ設備(附属設備を除く。)の設置により影響を受ける可能性がある町内会、自治会及び事業所又は団体から紛争の解決に関する協定の締結について協議があった場合は、誠意をもってこれに対応し、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(再エネ事業実施の届出)

第14条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1) 発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 再エネ事業を行う目的、位置及び工程等の事業計画を明らかにした書類

(3) 再エネ設備の維持管理費用及び除却費用の積立計画等がわかる書類

(4) 町民等への説明会の状況を記録した報告書

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、再エネ事業に対して意見を述べることができる。

3 発電事業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(工事着手等に係る届出)

第15条 発電事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 再エネ事業を実施するための工事(以下「工事」という。)に着手するとき。

(2) 工事を中止するとき。

(3) 中止していた工事を再開するとき。

(4) 工事が完了したとき。

(報告及び立入検査)

第 16 条 町長は、発電事業者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該再エネ事業に関する事項について調査若しくは関係者に質問することができる。

(再エネ事業の承継)

第 17 条 発電事業者から相続、売買、合併又は分割等によりその地位を承継した者は、その承継の日から 30 日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(維持管理等に関する報告)

第 18 条 発電事業者は、再エネ設備の稼働状況及び保守点検の実施状況について、1 年に 1 回町長に報告しなければならない。

2 発電事業者は、自然災害又は火災等により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならない。ただし、当該自然災害又は火災等が継続している場合は、この限りではない。

3 前項に規定する場合のほか、自然・社会環境に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、町長は、再エネ設備の稼働状況及び保守点検の実施状況について、発電事業者に報告を求めることができる。

(再エネ事業終了後の除却等)

第 19 条 発電事業者は、再エネ事業を終了したときは、速やかに、再エネ設備を除却するとともに、その旨を町長に届け出なければならない。

(指導、助言及び勧告)

第 20 条 町長は、必要があると認めるときは、発電事業者に対し、再エネ事業の適切な実施について必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、発電事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 9 条に規定する保全エリアにおいて再エネ事業を実施したとき又は第 10 条に規定する不適エリア、第 11 条に規定する調整エリア若しくは第 12 条に規定する促進エリアにおいて必要な措置を講ぜずに再エネ事業を実施したとき。

(2) 第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第 15 条第 1 号の規定による届出をせずに工事に着手したとき。

(4) 第 16 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は事業区域の立ち入りを拒み、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同条第 2 項の規定による必要な対策を講じないとき。

(6) 前条の規定による除却をせず、又は届出をしなかったとき。

(7) 前項の規定による指導又は助言に従わなかったとき。

(公表)

第 21 条 町長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、当該発電事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(協議会の設置)

第 22 条 再エネ事業の実施と町の良好な自然・社会環境及び景観との調和に関する事項を協議するため、江差町再生可能エネルギー検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、脱炭素社会の実現に向けた再エネ事業の状況確認と実施計画について、発電事業者から町民等との協議内容について報告を受けるものとする。
- 3 協議会に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に再エネ事業に係る法令に基づく許認可等の申請又は届出をしている発電事業者で、再エネ事業を実施しようとする場合、第 14 条第 1 項の規定の適用については、同項中「再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に工事に着手している発電事業者については、第 15 条第 1 号の規定は、適用しない。

(検討)

- 4 町長は、この条例の施行の状況及び再エネに関する知見の進展の動向等を勘案し、この条例の規定及びゾーニング報告書について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。